

第33号様式

公 示 送 達 書

船橋市告示第 470 号

次の者に係る書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法の規定により公示送達します。

なお、この書類は市長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をして下さい。

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。

令和8年6月8日

船橋市長 松 戸



No.	氏 名	備 考
1	武田 恭兵	国税徴収法第131条